

令和7年第8回稲城市教育委員会定例会

1 令和7年8月5日、午前9時30分から、消防署講堂において、令和7年第8回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）

白井 妙子

北川 英一

田中 教仁

上林 秀之

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 佐藤 知子

教育指導担当部長 野村 洋介

教育総務課長 柚場 恵子

学務課長 涌田 恵一郎

指導課長 長澤 慎哉

生涯学習課長 小林 伸也

学校給食課長 中島 英

図書館課長 久野 由人

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 古川 直広

教育総務課教育総務係 千代 菜摘

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第25号議案

「稲城市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」

(5) 日程第5 第26号議案

「稲城市立図書館の指定管理者の指定について」

(6) 日程第6 第27号議案

「令和8年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」

(7) 日程第7 報告事項

教 育 長 ただ今から、令和7年第8回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について

2 令和7年7月東京都市教育長会庶務課長会定例会について

3 学校開放事業について

学務課長 1 学校給食費未納者への対応について

2 令和7年度第1回東京都市学事・保健・給食担当課長会定例会について

3 令和7年度児童・生徒数・学級数（6月1日現在）について

指導課長 1 担当者事業について

2 推進事業について

3 学校訪問事業について

4 その他について

5 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育委員関係について

2 社会教育活動の振興について

3 芸術文化活動の振興について

- 4 二十歳の式典関係について
- 5 文化財の保護と普及について
- 6 生涯学習推進事業について
- 7 放課後子ども教室参加状況（6月分）について
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 生涯学習課利用統計について（公民館6月分、i プラザ6月分）

- 学校給食課長
- 1 令和7年度第1回稲城市栄養連絡会について
 - 2 令和7年度第1回東京都市学事・保健・給食担当課長会定例会について（再掲）
 - 3 令和7年度多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
 - 4 1学期の学校給食の終了について
 - 5 令和7年度衛生管理研修会について
 - 6 令和7年度第1回学校給食野菜に関する情報交換会について
 - 7 施設見学について
 - 8 試食会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（S P C 運営）について
 - 3 分館主催行事について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 学校との連携について
 - 6 図書館の利用状況（令和7年6月）について

教 育 長 教育行政報告が終わりました。

本日は議事進行の都合により、日程第6 第27号議案を先に行い、その後日程第4 第25号議案、日程第5 第26号議案及び日程第7 報告事項を行うことといたします。

それでは、日程第6 第27号議案「令和8年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を議題といたします。

本案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令並びに学校教育法及び同法施行規則の規定により、令和8年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択を行う必要があるので、提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。
指導課長。

指導課長 それでは、令和8年度使用稲城市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択につきまして、ご説明をいたします。

2ページの議案概要説明書をご覧ください。

令和8年度稲城市立小中学校の特別支援学級で使用する教科書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び同法施行令第14条、並びに学校教育法施行規則第139条の規定、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領により、通常の学級で使用する教科書を使用することが適当でないときは、他の適切な教科書を採択することができます。このため、令和8年度、特別支援学級において使用する教科書を採択するものでございます。

本年5月に、特別支援学級教科用図書審議会に諮問をし、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づき、教科用図書審議会、調査研究委員会それぞれで協議及び研究を行いました。

各校の調査研究委員会における調査・研究の結果、小・中学校の全ての種目につきまして、通常の学級において採択している教科用図書と同一のものが、本市の特別支援学級の教科用図書にふさわしいという旨の答申をいただいたものでございます。

なお、本日、答申写しを資料として添付をしております。資料は、フォルダーの中に保存をしております。

本答申を踏まえ、令和8年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

教育長 以上により、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑及びご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

白井委員 今回の特別支援学級教科用図書の調査研究委員会では、どのように調査研究を行ったのでしょうか。

指導課長 調査研究委員会の調査研究の内容ですが、稲城市の各校の特別支援学級の現状における、学校での使用状況や児童生徒の実態に照らして、通常の学級で使用する文部科学省検定済教科書、特別支援学校で使用するよう作成された文部科学省著作教科書、または一般図書からどのような教科書が合っているかを各委員が調査を行いました。

この調査を踏まえて、現在使用している教科用図書を中心に各校において、内容の選択、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜等について、通常の学級で使用している教科用図書を特別支援学級で使用することの利点や課題について、検討・協議したと伺っています。

教育長 ほかにいかがでしょうか。

北川委員。

北川委員 審議会からは、通常の学級で使用している使用教科書を使用することが

望ましいとの答申がありましたが、事務局として、この点についてどのような見解をおもちでしょうか。

指導課長　各学校においては、児童・生徒の個別最適な学びの充実を図り、児童・生徒個々の状況により、個別の教材を使用しているところでございますけれども、通常の学級で使用している教科用図書の情報量の豊富さや、二次元コードを使用したデジタルコンテンツの視聴、また通常の学級との交流活動における使用等を踏まえて、特別支援学級においても、通常の学級で使用している教科用図書を使用することの利点は多いと考えております。

また、実際に特別支援学級での学習の様子を確認したところ、通常の学級との交流において、同じ教科用図書を使用している場面がございました。

教　育　長　北川委員。

北川委員　ありがとうございます。

教　育　長　ほかにいかがでしょうか。
田中委員。

田中委員　交流の場面では具体的に、特にどのように使用されていますか。

指導課長　交流の場面での具体的な使用ですけれども、例えば小学校の図工の学習において、作品のイメージを確認するために使用していたり、音楽の学習において、実際に教科書に示されている歌詞を確認するために使用されましたりしておりました。

教　育　長　ほかにいかがでしょうか。
上林委員。

上林委員　通常の学級と同じ教科書の場合は、一律に同じ学年のものを使用するべきでしょうか。

教　育　長　指導課長。

指導課長　特別支援学級では、教科等によって、通常の学級で使用している同じ学年の教科用図書の内容を扱うこともあるれば、児童・生徒の学習状況に応じて、下学年の教科用図書を使用する等、柔軟に取り扱っているという現状がございます。

上林委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにいかがでしょうか。
白井委員。

白井委員 保護者や教職員の方々からは、意見としてはどのようなものが挙がっていますか。

教育長 指導課長。

指導課長 保護者の方々からのご意見の中では、通常の学級と同じ教科用図書を使用することで学習の機会を保障し、学習内容の質を高めてほしい。あるいは、通常の学級との交流及び共同学習を進めるために、同じ教科用図書であることが望ましい。また、進学に向けて通常の学級と同じ教科書で学習したい等のご意見が多くございます。また、特別支援学級の教員からは、各教科等の授業における交流及び共同学習を推進するために、通常の学級と同じ教科書を使用することが望ましいという意見も多くございました。

一方で、中学校からは、漢字のルビがないことで読むことが難しい生徒もいるということや、文字量が多いため、処理し切れない生徒がいるという意見もございました。

教育長 ほかにいかがでしょうか。
北川委員。

北川委員 中学校から出された意見に対する対策等はいかがでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 例えば漢字が読むことが難しい生徒に対しては、教科書に一緒にルビを振るなどして読みやすくする支援や、文字量が多い部分については、マスキングをして、必要な情報を読み取れるような支援をしているというふうに伺っております。

教育長 ほかにいかがでしょうか。
委員の皆様、活発なご協議をありがとうございました。

それでは、最後に私からも質問と意見を申し述べたいと思います。
特別支援学級教科用図書採択につきましては、本市の特別支援学級で学ぶ児童・生徒が、特別支援学級における学習の際の主たる教材として、どの教科用図書がふさわしいかとの視点が最も大切であると考えます。本市では、令和7年度は、通常学級と同じ教科書を使用しているわけですが、

これまでの授業観察等から、特別支援学級においてどのように使用されているのか伺います。

指導課長。

指導課長 小学校では、例えば国語の教科書を使用して、詩や物語文の朗読をしたり、道徳の教科書にある教材を参考にして、役割演技等の体験的な活動を行ったりする際に教科書を使用しているような現状を確認しております。

また、例えば理科の教科書を使用して、植物や動物についての理解を深めるとともに、実際に植物を栽培する活動や動物を飼育する活動に生かしている場面もございました。

また、中学校においては、世界や日本の地理的特徴を理解するために、社会科の教科書や地図帳を使用する場面や、音楽や美術の時間において教科書を参考にして活動を行うなど、様々な場面で教科書を使用しているという実態がございました。

教 育 長 それでは、私の意見ですけれど、現在の稻城市立学校での特別支援学級における個別最適な学びの充実、さらに協働的な学びの充実をさらに推進できるように、また担任の先生を中心とした創意工夫ある教育活動の充実を図るには、汎用的な活用ができるということから、通常学級と同じ教科書を主たる教材として使用することが望ましいと考えます。

それでは、以上で質疑、ご意見を終結いたします。

これより第27号議案「令和8年度使用稻城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を採決いたします。

小学校及び中学校、個々の教科用図書の採択について、採択の可否を確認いたします。

検定教科書か一般図書か、もしくは文部科学省受託教科書とするかどうかについてを伺いたいと思いますので、最もふさわしいとお考えに判断されるものに、挙手をお願いいたします。

それでは、はじめに、小学校の教科用図書についてですが、検定教科書とする方は挙手を願います。

（挙手全員）

教 育 長 ただ今の結果、検定教科書とする、が挙手全員でありました。

よって、小学校につきましては、検定教科書となりました。

続きまして、中学校の教科用図書の採決を行います。

検定教科書、一般図書若しくは文部科学省著作教科書とするかどうかについて採決いたします。

検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙手全員)

教 育 長 ただ今の結果、検定教科書とする、が挙手全員でありました。
よって、中学校につきましては、検定教科書となりました。
以上により、第27号議案「令和8年度使用稻城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」は、小学校、中学校とともに、検定教科書を採択することといたします。
次に、第25号議案、第26号議案及び報告事項を議題とします。第25号議案及び第26号議案は議会案件、報告事項は予算案件であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、第25号議案、第26号議案及び報告事項は非公開審議といたします。
非公開審議のうち、第25号議案及び第26号議案については議会案件、報告事項については予算案件であることから、会議録を時限秘とし、非公開の期間を市議会にて該当する議案が上程された日までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、第25号議案、第26号議案及び報告事項の会議録については、市議会にて該当する議案が上程された日まで非公開といたします。
これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

(これより第25号議案、第26号議案及び報告事項は非公開審議)

教 育 長 再開いたします。
それでは、日程第4 第25号議案「稻城市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題といたします。
本案につきましては、市民サービスのさらなる向上を図るため、稻城市立図書館の開館日時を拡大するとともに、稻城市立中央図書館に併設している城山体験学習館を図書館施設として位置付けるほか、指定管理者に全館の管理を行わせることに伴い、稻城市立図書館設置条例の一部を改正することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

の規定により、提出するものです。

詳細につきましては、図書館課長より説明いたします。
図書館課長。

図書館課長 それでは、第25号議案稲城市立図書館設置条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきたいと思います。

議案概要説明書7ページの議案概要説明書をご覧ください。
まず、概要です。

概要につきましては、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

改正内容でございます。

改正内容につきましては、委員の皆様には、9ページ以降の新旧対照表をご覧いただきながら、ご確認いただければと思います。

まず、条例の題名を、稲城市立図書館条例に改めるものでございます。

続きまして、第7条は、図書館の施設の使用の承認等について規定するものでございます。

第8条は、図書館の施設の使用の承認の取消し、使用の停止等について規定するものでございます。

第9条は、図書館の施設の使用者は、使用料を前納しなければならないことを規定するものでございます。

続きまして、10ページでございます。第10条は、使用料の減額及び減免について規定するものでございます。

第11条は、既に納付した使用料は原則、還付しない旨を規定するものでございます。

第12条は、使用料の権利を譲渡、又は転貸してはならないことを規定するものでございます。

なお、ここまで説明で、新旧対照表の右側の旧の部分に対象条文の記載がないのは、この第7条から第12条が、冒頭の説明で申し上げました、稲城市立中央図書館に併設している城山体験学習館を図書館施設として位置づけ、指定管理者に管理を行わせるために必要な「稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例」の一部を組み入れ、文言整理したものであるためでございます。

続きまして、第13条です。第13条は、指定管理者が全館を管理できるよう文言を整理するとともに、第7条から第12条の追加に伴い、設置条例の7条以降の条を繰り下げるものでございます。

第14条は、指定管理者が行う業務について規定するとともに、第7条から第12条の追加に伴い、条を繰り下げるものでございます。

続きまして、第15条、第16条、第19条、第20条及び第24条は、見出し及び条文の文言を整理するとともに、第7条から第12条の追加に伴い、条を繰り下げるものでございます。

続きまして、第17条は、第7条から第12条の追加に伴い、規定を整理するものでございます。

第18条及び第21条は、第7条から第12条の追加に伴い、条を繰り下げるものでございます。

第22条は、指定管理者及び使用者の原状回復の義務について規定するとともに、第7条から第12条の追加に伴い規定を整理するものでございます。

第23条は、指定管理者、図書館の利用者及び使用者の損害賠償の義務について規定するとともに、第7条から第12条の追加に伴い、条を繰り下げるものでございます。

続きまして、第24条の別表第2、第6条関係につきましては、新旧対照表の9ページにお戻りください。

新旧対照表の左側の新の部分、第6条「中央館及び分館の開館時間及び休館日は、別表第2のとおりとする。」に対応する部分でございます。

12ページをご覧ください。

別表第2、第6条関係、図書館の全館の開館時間を午前9時から午後8時までとするものでございます。

稻城市立中央図書館の休館日については、第4月曜日が国民の祝日にに関する法律に規定する休日であるときにはその翌日を休館日とすることを加えるとともに、稻城市立第一図書館、稻城市立第二図書館、稻城市立第三図書館及び稻城市立第四図書館の休館日については、図書館施設を包含する文化センターの公民館の休館日と同日とするものでございます。

また、図書館全館の特別整理期間を年間4日以内とするものでございます。

別表第3は、図書館の施設の使用料の額を規定するものでございます。

こちらにつきましては、「稻城市立公園に設置する稻城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例」の施設の使用料を規定している別表を組み入れたものでございます

なお、この条例は、令和8年7月1日から施行し、附則において、「稻城市立公園に設置する稻城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例」を廃止するとともに、経過措置について定めるものでございます。

第25号議案の説明は、以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

教育長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

(なしの声あり)

教育長 それでは、特に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に、日程第5、第26号議案、稲城市立図書館の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案につきましては、稲城市立 i プラザ図書館を除く、稲城市立図書館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本案を提出するものです。詳細につきましては、図書館課長より説明いたします。

図書館課長。

図書館課長 それでは、第26号議案、稲城市立図書館の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、3ページの議案概要説明書をご覧ください。

概要につきましては、記載のとおりでございます。

施設の概要です。

指定管理の対象となる施設につきましては、議案概要説明書の施設概要に記載してございます。稲城市立 i プラザ図書館を除く、稲城市立図書館5館でございます。

次に、指定管理者の選定の経緯についてご説明いたします。

1 選定方法につきましては、公募型プロポーザル方式により募集を行い、応募申請者について、稲城市公の施設指定管理者選定委員会において提案内容を審査し、候補者を選定いたしました。

2 選定委員会につきましては、稲城市公の施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、委員長に副市長、副委員長に税理士、委員は総務部長、教育部長、稲城市立図書館協議会会长の合計5人で構成いたしました。

3 選定経過でございます。

選定経過につきましては、令和7年4月23日の第1回選定委員会において、管理基準書、募集要項、審査方法等について審議を行いました。

その後、令和7年5月8日に公募を開始し、令和7年6月5日及び6日に申請受付を行ったところ、1者から応募がございました。

令和7年7月11日の第2回選定委員会において、応募状況、応募書類の確認等について審議を行い、令和7年7月24日の第3回選定委員会にて、応募者によるプレゼンテーション、質疑応答を行い、審査及び評価を決定いたしました。

審査結果につきましては、いなぎ図書館共同事業体が、総合点106点でございました。106点の点数の内訳でございますが、性能評価点と価格評価点で構成され、合計200点満点でございます。性能評価点の配点が120点で、採点結果が70点でございます。価格評価点につきましては、配点80点で、採点結果が36点、合計で106点でございます。

なお、この審査結果を受け、令和7年7月31日にいなぎ図書館共同事業体を候補者として選定をいたしました。

次に、候補者についてご説明いたします。

指定管理者候補者の名称は、いなぎ図書館共同事業体。こちらにつきましては、現在、中央図書館におけるPFI事業者でございますいなぎ図書館サービスが、今回の指定管理を請け負うに当たり、構成団体の一部が変更となっているため、名称については変わっております。

構成団体につきましては、株式会社NTTデータ、テルウェル東日本株式会社、株式会社NTTファシリティーズの3者となっております。

代表者は、株式会社NTTデータ代表取締役社長、鈴木正範。

所在地が、東京都江東区豊洲三丁目3番3号でございます。

指定期間は、令和8年7月1日から令和13年3月31日まででございます。

なお、今後につきましては、本委員会での承認後、本事業者と仮協定書を交わし、9月に開催の第3回稲城市議会に上程、承認後、10月に本契約を結び、令和8年7月から指定管理事業者による管理運営の開始となります。

第26号議案の説明は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

教育長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

白井委員。

白井委員 質問というよりかは、審査結果の総合点が106点というのが、満点が200点というところで、そのうちの106点なので、評価的にはいいのか悪いのかとちょっと判断がよく分からぬところなんですけれども、1者からだけだったというところで、決定に至っていると思うんですけども、より良い運営をしていただけることを期待したいと思います。意見です。

教育長 ありがとうございます。

図書館課長、何かありますか。

図書館課長 評価点が200点満点中の性能評価点が120点中70点でありましたけれども、我々が示しました、管理基準書に対して、過不足がない提案がなされた場合には、各項目の標準の3点が付与されまして、その3点を合計しますと、基準点としては66点になり、今回は若干ですが基準点を上回ったということでございます。

教育長 今の白井委員からのご意見を今後もよく踏まえながら、充実を目指していくようにしてください。

ほかにいかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 それでは、ほかに質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、日程第7 報告事項です。

本日の報告事項は1件です。

それでは、報告事項1「令和7年度教育費補正予算の提出について」を各課長より順次説明をお願いいたします。

はじめに、学務課の詳細説明をお願いいたします。

教育長 学務課長。

学務課長 それでは、令和7年度教育費補正予算につきましてご説明いたします。

資料につきましては、報告事項1のファイル、2ページ目の概要説明書をご覧ください。

今回の補正予算の担当課といたしましては、学務課及び学校給食課となります。ご説明に入ります。

まずは、補正の概要でございます。

今回、学校給食費につきまして、昨今の物価上昇の影響から令和7年度賄材料費の不足が見込まれるため、令和7年10月から学校給食費の改定を行うとともに、歳入歳出予算の計上を行うものでございます。

今回の補正予算で計上する財源につきましては、東京都公立学校給食費負担軽減補助金、東京都市町村総合交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたします。

項目1、学校給食費改定の考え方でございます。

まず(1) 概要でございます。

こちら消費者物価指数及び精米価格の前回改定基準時から令和7年6月までの上昇率を反映するとともに、今後の物価上昇率を試算いたしまして、令和7年10月に、学校給食費の改定を行うものでございます。

真ん中の表につきましては、小学校低学年から中学生を区分といたしました給食費改定の計算表となります。

その下の参考として記載いたしました、物価上昇率算出についてご説明させていただきます。

大きく2段階の試算を行っております。まず、アといたしまして、前回改定基準時から令和7年6月までの消費者物価指数また、精米価格の上昇率を加味するものでございます。

それぞれの表で、上昇率を記載しておりますけれども、消費者物価指数については104.4%の上昇。また、精米価格につきましては111.3%の上昇となっております。

また、2段階目といたしまして、今後の消費者物価指数、また精米価格の上昇率の予測ということで試算をしてございます。

こちらにつきましては、「経済・物価情勢の展望」、日本銀行が発出しているものとなりますけれども、物価先行きの展望で示される数値を元に、それぞれ予測率を試算するものでございます。

これを行いまして、太枠部分でございますが、令和7年10月からは、消費者物価指数が106.7、また、精米価格の上昇率が113.8%となるということで、今回学校給食費の改定の試算を行ったものでございます。

3ページをお願いいたします。

(2) 学校給食費改定額ということで、月額経費の表を掲載してございます。

それぞれ小学校低学年から高学年、また中学校、教職員ということで、改定率といたしましては104.3%から110.7%の間で改定を行うものとなっております。

次に項目2、補正予算額でございます。

まず、歳入といたしまして1,420万2,000円、こちら2分の1ということで、東京都の補助金を計上するものとなっております。

続きましてその下、1,869万6,000円。こちらは学校給食費の歳入ということで、市に収入される分の計上となっております。

その下、歳出でございます。

まず、賄材料費といたしまして、1,870万3,000円の計上。またその下、稲城市学校給食費保護者負担分補助金といたしまして、こちらは、児童生徒に引き続き全額補助を行う予算としておりますけれども、2,804万5,000円の計上となります。

補正予算のご説明については、以上となります。

よろしくお願ひいたします。

教 育 長 それでは、次に図書館課から詳細説明をお願いいたします。

図書館課長。

図書館課長 それでは、5ページ目をご覧ください。

予算概要説明書でございます。

補正につきまして、概要を説明させていただきます。

令和8年7月から令和13年3月末までを指定期間とする、i プラザ図書館を除く稲城市立図書館5館の指定管理者指定に伴い、令和7年度から令和12年度までの限度額について、債務負担行為の追加補正を行うものでございます。

債務負担行為でございますが、当該年度に契約の相手方を決めて、当該年度途中から、または翌年度の初めから、翌年度以降にかけて事業を行うような場合に、契約を行う時点で、その事業の予算上の措置がなされてなければならぬいため、当該年度の予算によって債務負担行為として行うものでございます。

今回の場合は、指定管理者による稻城市立図書館運営事業を行うに当たり、議会の承認後に契約を行い、実際の業務開始は令和8年7月からでございますが、それまでに図書館業務システムの構築等、準備業務を行う必要があるため、債務負担の補正予算の計上を行うものでございます。

1 事業スケジュールでございます。

こちらにつきましては、先ほど第26号議案の中で、ご説明をさせていただきましたので、ここでは省略させていただきます。

2 債務負担行為補正でございます。

稻城市立図書館管理運営事業、期間、令和7年度から令和12年度まで。限度額につきましては、22億9,285万6,000円でございます。

この内容でございますが、城山体験学習館を含む中央図書館及び第一から第四図書館の入件費と事業運営費、資料購入費、図書館情報システムの運用管理費、修繕費、一般管理費等で構成された内容となってございます。

こちらの説明につきましては、以上でございます。

教 育 長 続けてください。

図書館課長 続きまして、6ページ目をご覧ください。

とうきょうママパパ応援事業都補助金返還金でございます。

ブックスタート事業において令和6年度に交付を受けました、とうきょうママパパ応援事業補助金について、実績報告の提出により確定した額と交付額との差額を東京都に返還するための経費の計上をするものでございます。

ブックスタート事業の概要でございますが、健康課事業でございます、3～4か月児健康診査の際、月に4回程度実施しておりますが、赤ちゃんパックとして絵本1冊、絵本ガイド及び図書館利用に関する申請書類を配布しているものでございます。

補助金の申請から返還までの流れです。

当年度、こちらにつきましては、令和6年度の9月に、東京都に補助金の交付申請を行います。12月に都からの交付決定通知。3月に都からの補助金の交付がございます。

令和7年度の5月に実績報告書を東京都に提出し、9月に返還の補正予算の措置を行い、翌年1月に要返還額の確定がなされ、3月末までに都に補助金の返還を行うというスケジュールでございます。

歳出内容につきましては、記載のとおりでございますが、年間内訳といったしましては、補助金の交付金が67万6,000円で、実績額が46万5,000円でありましたので、返還額として21万1,000円となってございます。

説明につきましては、以上です。

教 育 長 以上で報告事項1、令和7年度教育費補正予算の提出についての詳細説

明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

北川委員。

北川委員 質問ですが、学校給食費改定の考え方の1番、概要の表の見方の説明をお願いしたいのですが。

⑨のところ、中学年を基準というのはどういう意味で、どうやってこの%が出ているのでしょうか。

それから、その次に、⑩のところで、中学年を基準として、315円を基準としているようですが、315円はどこからきているのかということ。計算すると合っていないんですけれども、中学年を基準とかですね、%の出し方とか、計算の中身とか、その辺のところちょっと分かりやすく説明をお願いできればなと思います。

教 育 長 学務課長。

学務課長 まず、こちらの表でございますが、学年の区別別に作成している表となります。真ん中に太枠で少し画面だと見づらくて申し訳ないんですけども、食料物価上昇率（A）というものが今回の物価指数で反映するもの。その横に90%ということで記載してございますのが、物価指数の9割を、学校給食費改定で見込むという考え方で掲載しているものとなります。

また、その横の（B）。精米価格上昇率ということで、こちらは精米価格の上昇の10%を学校給食費改定で反映させる分ということで記載したものとなっております。

こちらを計算いたしまして、いわゆる物価上昇分の反映後の、まず、年額の学校給食費を算出しております。これが⑥となります。こちらで、その右にまた月額、また1食の単価ということで、それぞれ算出を行いまして、⑧の1食当たりの単価をまず算出いたします。

その横にございます、学年間配分調整率というものが中学年を基準ということで表示をしておりますが、学校給食費改定を一定の%で、これまで過去、進めてきた結果といたしまして、稲城の学校給食費について、各学年の単価のバランスに少し不均衡が生じていることがございました。このため、今回また同率の%を、学校給食費それぞれの学年の区分に乘じることによりまして、さらに単価の不均衡が進んでしまうということで、学年間で配分を改めて調整をするというような考え方を取っております。

まず、中学年を基準としている部分につきましては、給食費の単価いわゆる給食費の栄養価のバランスを考えるときに、小学校中学年を基準、1として考えるという考え方方がございますので、こちらに基づきまして、学年の配分の調整を行ったというような考え方となっております。

単価の構成比率については、東京都の補助単価がございますので、こちらの補助単価の構成比率に合わせまして、それぞれ小学校の低学年から高

学年、中学生ということで算出をしております。

この矢印の部分が、中学年が316円ということで、元となる単価、中学年の基準という、基準単価というような考え方を用いまして、それぞれこの316円から低学年は94.5%を乗じると299円。316円から一番下の中学生122.4%を乗じると387円というような推移となるようにして、学年配分ということで調整をした結果ということで記載をしてございます。

説明については以上です。

教 育 長 北川委員。

北川委員 概ね分かりました。

⑩に書いてある315は316ということで、よろしいでしょうか。

教 育 長 暫時休憩します。

（暫時休憩）

教 育 長 再開します。

学務課長。

学務課長 まず、この表の⑩の欄、改定後1食単価315円という表示をしておりますが、こちら316円で計算を行うものでございます。表の中の計算については誤りはございませんけれども、表示の部分を誤って315というふうに表記をしてしまいました。大変申し訳ございませんでした。

教 育 長 北川委員。

北川委員 よく分かりました、ありがとうございました。

あともう一点、次のページの2番ですが、歳入の諸収入というのは何を意味しているんでしょうか。その説明をお願いします。

教 育 長 学務課長。

学務課長 こちらは歳入の諸収入という表示でございますが、市の予算の会計科目を表すものといたしまして、諸収入という科目の表示を概要説明書に落とし込んでいるということでございます。

教 育 長 暫時休憩します。

（暫時休憩）

教 育 長 再開します。
学務課長。

学務課長 こちら諸収入の学校給食費等（現年度分）というものでございますが、小学校の低学年から高学年、また中学生の学校給食費、また教職員の学校給食費、調理場の職員の学校給食費ということで、市に入ってくる分の学校給食費ということでの設定をしているものとなっております。

北川委員 分かりました、ありがとうございました。

教 育 長 ほかにいかがでしょうか。
上林委員。

上林委員 図書館課の運営事業費についての質問があるんですけども、令和7年度から令和12年度までで、22億9,285万6,000円で、これは適正なのかどうかというのがちょっと分からなくて。例えば前年度の前期の金額などがあれば教えていただきたいんですけども。

教 育 長 図書館課長。

図書館課長 こちらは今回初めて指定管理を行うため、比較できる金額というのございません。

教 育 長 暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

教 育 長 再開します。
教育部長。

教育部長 先ほどの上林委員のこの限度額が適切なのかというご質問についてでございますが、指定管理者候補者の決定の際には、公募型プロポーザルで決定をいたしました。その際に、5年間の指定管理期間での基準額というものを設定し、さらに上限額というものを設定しまして、上限額を上回る金額となるとそれはちょっと高過ぎるだろうということで、設けております。今回プロポーザルの際に事業者が出してきた金額が、22億9,280万6,000円ということで、基準額よりは上回っておりましたが、上限額よりは下回っている金額でございましたので、市としては適切な金額だというふうに判断をいたしまして、このたび、指定管理者の指定ということで、

指定の議案、またここで、債務負担行為の追加補正を行うということで、考えております。

教 育 長 上林委員。

上林委員 よく理解ができました。ありがとうございます。

教 育 長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第25号議案及び第26号議案を採決いたしますので、非公開での審議を終了したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教 育 長 ご異議なしと認め、以上で非公開での審議を終了します。
暫時休憩いたします。

（これにて第25号議案、第26号議案及び報告事項の非公開審議は終了）

（暫時休憩）

教 育 長 再開いたします。

これより、第25号議案「稲城市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第25号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第26号議案「稲城市立図書館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第26号議案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

(午前10時32分閉会)